

令和5年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和5年12月22日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

13番 山並 彰一郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第73号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第74号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第75号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第76号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第77号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第78号	非農地証明書交付申請について
日程第8		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第12回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。2023年も終わりが近づき、最近は寒い日が続いております。皆様方におかれましては、この寒波の中で大変だとは思いますが、ご自身の健康に十分注意して、業務に励んでいただければと思います。また、天草市内の小中学校を中心にインフルエンザが流行しております。皆さんには感染対策に取り組んでいただきながら、健康な状態で新年を迎えていただきたいと思います。また、今年はタブレットを導入し、業務の効率化を図ることができました。大変ではございましたが、このような成果が出たことは非常に嬉しく思っております。これに関連し、天草市はタブレット活用の先進地として、県内外から多くの研修の依頼を受けました。今年は長崎県と佐賀県の研修が無事終了し、来年は沖縄県と鹿児島県の農業委員会から、既に研修を依頼されております。皆さんの活動のおかげかなと思いますので、お礼を申し上げます。今年最後の総会でございますが、本日は、3条8件、4条6件、5条6件、利用権設定32件、非農地7件と多くの案件が提出されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（上原和之君） 本日は、13番山並委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の進行は会長にお願いいたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5番猪原委員、8番平岡委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第73号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。今釜新町の譲受人は、浄南町の譲渡人より、下浦町の畑417㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されていません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認を行いました。申請地は〇〇や〇〇に囲まれており、少しだけ農地として残っているような場所でした。申請地の一部で既に野菜を栽培されており、このままだと荒れるような農地を有効活用されることは良いことかなと思いました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。本町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、本町の田487㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認を行いました。申請地では水稲を栽培しており、綺麗に管理されておりました。申請のとおり問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。中央新町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、本渡町の畑318㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色

した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。現地の写真のとおり、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より、深海町の畑346㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。先日、現地確認を行いました。最初は荒れている農地かなと思っていましたが、すぐにでも果樹を植えられる状態で管理してありました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑196㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

い。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。親子間贈与で所有権移転をする案件で、畑として利用されており、野菜を栽培しておられますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。有明町の譲受人は、菊池郡の譲渡人より、有明町の畑144㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山田推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は菊池郡にお住まいで、申請地の管理が出来ないため、譲受人に贈与するとのことでした。譲受人はかなりの面積を耕作しておられますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。楠浦町の譲受人は、京都府の譲渡人より、新和町の田1249㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。12月17日に池田推進委員と現地確認を行いました。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。本渡町の譲受人は、深海町の譲渡人より、河浦町の田1927㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。12月16日に小林推進委員と現地確認を行いました。申請地の周辺には譲受人が耕作している農地がたくさんあります。申請地も含めて、一体となって利用されるのだらうと思います。何ら問題はないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第74号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑40㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅敷地に隣接している土地で、宅地と一体となって利用していたため、住宅1棟、駐車場2台、庭、通路として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。宅地の一部が農地として残っている場所で、宅地の入口部分になります。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑1289㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、ヒノキ250本を植林した計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。12月18日に山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、農地として管理することが難しかったため、植林をして管理をしているとのことでした。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑606㎡を貸墓地に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時、貸墓地としての需要があったため、墓24基として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。12月14日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地は、9月に転用者から相談があったところで、農地法を知らずに50年以上前から転用してしまったとの事でした。すぐ近くにお寺がありまして、その関係で墓地が広がっていったのだらうと思います。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（川口明君） 9番川口です。墓地を建てる際は、行政に申請が必要なのでしょうか。

○事務局（上原和之君） はい。市民環境課に申請していただく必要があります。今回は50年以上前に貸墓地に転用されているため、始末書を提出していただいております。

○9番（川口明君） つまり、当時は行政に許可を受けていなかったということでしょうか。

○事務局（上原和之君） はい。そうなります。

○9番（川口明君） こういった場合は、申請地周辺の住んでいる方の同意は必要なのでは

うか。

○事務局（浦川優也君） はい、必要です。既に周囲の方に同意を得ていることを確認しています。

○9 番（川口明君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、栖本町の畑 270 ㎡を倉庫及び駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時、倉庫及び駐車場が不足していたため、倉庫 1 棟、駐車場 1 台として利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。12 月 14 日に松本推進委員と現地確認に行きました。申請地の近くに転用者の〇〇〇〇がありまして、そこは現在、空き家バンクに登録されています。申請地は元々、農業用倉庫と家庭菜園として利用されておりました。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 4 ページをご覧ください。5 番について説明します。この案

件は令和5年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和5年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和5年10月に除外されたものです。転用者は新和町の個人で、新和町の田272㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化しており、新築したいため、住宅2棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に合併浄化槽が設置されているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。12月17日に池田推進委員と現地確認に行きました。事務局の説明のとおり、4月に除外申請をして、10月に除外されております。いつも思っているのですが、農振農用地からの除外申請では、許可が出るまでに時間がかかっております。もう少しスムーズにできないか、県に要望をされてはどうかと思います。申請自体は何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○事務局（上原和之君） 市民の方からも、同様の要望があがっております。天草市の農業振興課に期間が短くならないか、意見があったことを伝えようと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑840㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画で

す。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、スギ 200 本を植林した計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みですが、申請地を代物返済で取得する前から、前所有者が植林していたため、申請者より顛末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。12 月 20 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、代物返済で取得する前から植林してあったということで、顛末書が提出されています。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 75 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は五和町の法人で、佐伊津町の畑 595 m²を売買により取得し、建売住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建売住宅としての需要が見込まれるため、建売住宅 2 棟、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。12 月 18 日に堤内推進委員と現地確認に行きました。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、建売住宅の建設はしょうがない土地かなと思って見てきました。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。始末書に造成された日付の記入がなされていませんが、

いつ頃造成されているのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 正確な日付については、資料がないため、お答えすることが出来ません。

○事務局（松本馨君） 今から確認をさせていただいて、総会終了までに回答する形でよろしいでしょうか。

○4番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） この案件につきましては、今から確認を致しますので、総会終了まで保留にしたいと思います。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の田470㎡を売買により取得し、個人住宅及び貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、借家住まいのため、戸建住宅を新築したいため。また、貸駐車場としての需要が見込まれるため、住宅1棟、自家用駐車場5台、貸駐車場8台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。12月18日に松下推進委員と現地確認に行きました。申請のとおり、問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は茶北町の法人で、本町の田1425.99㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2

種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建設中である工場の従業員駐車場が不足しているため、工場1棟、駐車場62台、搬入搬出通路として整備し、利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。12月18日に松下推進委員と現地確認に行きました。申請法人の関係者の方と話をしまして、従業員用の駐車場が不足しており、今回転用申請をされたとのことでした。特に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は楠浦町の法人で、中村町の田1290㎡に賃借権を設定し、店舗に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業を拡大するために、新店舗を建築したいため。店舗3棟、駐車場17台、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。申請地は住宅地と公園に囲まれた農地で、農業用機械で耕した後にそのまま道路を走ると、土が落ちて道路が汚れてしまうような場所にあります。周囲に気を遣って農業をしななければならない時代になっていますので、農地として利用するよりも、店舗として利用する方が良い土地なのかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は川原町の法人で、今釜町の畑 223 m²を売買により取得し、賃貸住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、賃貸住宅としての需要が見込まれるため、住宅 1 棟、駐車場 4 台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部が造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を致しました。一部造成されており、始末書も出ておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は本渡町の法人で、有明町の畑 130.55 m²を売買により取得し、薬局に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になり

ます。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、調剤薬局を建設したいため、薬局1棟として整備し、利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。12月20日に現地確認を致しました。申請地の周りに排水路がないため、浄化槽で処理した排水については、ポンプを使って国道沿いにある用排水路に流す形になります。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。それでは、保留しておりました5条1番の件につきまして、事務局より回答をお願いします。

○事務局（浦川優也君） 事務局で申請者に確認したところ、平成15年ごろに擁壁を造成して、現在の状態になったとのことでした。以上です。

○議長（本田実君） それではお諮りいたします。5条1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第5、議第76号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の7ページから16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が19件、再設定が0件、合計19件で、筆数37筆、総面積が62,311㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の15ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 77 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 17 ページから 23 ページをご覧ください。更新の計画が 13 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 13 件で、筆数 24 筆、総面積が 38,707 m²となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 16 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 78 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、有明地域が 1 件、五和地域が 2 件、天草地域が 1 件、河浦地域が 2 件の計 7 件です。筆数は全体 30 筆、面積は 22,576 m²となっております。資料③の 17 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 24 ページと 25 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番から 4 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km と〇〇へ約〇〇km と〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が 5 番から 7 番の地図です。黄色で着色

した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が8番から20番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が現地の写真になります。全部で7枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。次が21番から26番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇km、〇〇へ約〇〇km、〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が27番から30番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 8番から20番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 21番から26番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 27番から30番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の26ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は6件。うち4件は田を畑として利用したい、2件は畑を形状変更したいというものでした。資料②の27ページをご覧ください。第4条の許可不要転用届は4件。うち3件は、農道として利用したい、うち1件は、農業用通路として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

閉 会 15時20分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田美

署名委員

清原真滋

署名委員

平岡敬則